

食品安全委員会（第522回会合）議事概要

日 時:平成26年7月15日(火) 14:00~14:36
場 所:食品安全委員会大会議室
出席者:熊谷委員長ほか6名出席
傍聴者:報道1名、行政機関2名、一般2名

議事概要

(1) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

- ・微生物・ウイルス 1案件
食肉製品の規格基準のうちサルモネラ属菌の定義について

→厚生労働省から説明。

食品衛生法の規定に基づく食肉製品の基準のうちサルモネラ属菌の定義を改正することについては、現行の定義よりもサルモネラ属菌の定義の範囲が広がることにより、サルモネラ属菌による食中毒の発生防止がより図られるものであり、食肉製品の摂取によるヒトの健康へのリスクが低減されると考えられ、食品安全基本法第11条第1項第2号の人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当するものとされた。

(2) 遺伝子組換え食品等専門調査会における審議結果について

- ・「除草剤アリルオキシアルカノエート系、グリホサート及びグルホシネート耐性ダイズ44406系統」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について
- ・「除草剤ジカンバ及びグルホシネート耐性ワタMON88701系統」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

→担当委員の山添委員及び事務局から説明。

取りまとめられた評価書(案)については、意見・情報の募集手続きに入ることが了承され、得られた意見・情報の整理、回答(案)の作成及び評価書(案)への反映を遺伝子組換え食品等専門調査会に依頼することとなった。

(3) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について

- ・動物用医薬品「クロルプロマジン」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

「クロルプロマジン」は遺伝毒性を有する可能性は否定できず、及び発がん性を有する可能性は判断できず、一日摂取許容量を設定す

べきでない。」との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）に通知することとなった。

(4)「食の安全ダイヤル」に寄せられた質問等（平成26年6月分）について

→事務局から報告。